

介護保険制度の改正に関する意見書

少子高齢化の進展、家族像の変容が進む中で、介護保険は介護を必要とする者だけでなく、高齢者を支える家族や地域にとっても、ますます重要な制度となっている。

国民が安心し、安定した暮らしを営むことが出来るようにするためには、サービス水準を低下させたり、新たな自己負担を導入することなく、介護保険制度の信頼を高めるとともに持続可能な制度に改めていかなければならない。

よって国においては、介護保険制度の安定と充実のために、下記の事項を含む施策の早急な実施を行うよう強く要望する。

記

- 1 要介護認定にバラツキがあるとの指摘を踏まえ、認定基準の見直しを行うこと。
- 2 療養病床再編については、介護の場から追い出される高齢者を出さないよう、療養病床の削減計画を見直し、必要な病床を確保すること。
- 3 介護労働者の賃金や労働条件を大幅に引き上げ、職員の資質向上のための研修の機会の拡充を図ること。
- 4 良質なグループホームの増設など、良質な介護・医療が提供できる体制を整備すること。
- 5 介護事業者が適切に事業を行うよう、指導・監督を強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年6月30日

宮 崎 県 議 会

衆議院議長	河 野 洋 平 様
参議院議長	江 田 五 月 様
内閣総理大臣	麻 生 太 郎 様
財 務 大 臣	与謝野 馨 様
厚生労働大臣	舛 添 要 一 様